

## 世田谷区施工能力審査型総合評価方式について（概要）

**1 総合評価方式とは**

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、価格に加え価格以外の要素を含めて総合的に評価しもっとも評価値の高いものを落札者とする方式で、価格や施行能力等を評価することにより総合的に優れた調達を行うものです。

**2 世田谷区で実施する総合評価方式の概要**

タイプ：施工能力審査型（市区町村向け簡易型）

概要：技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。23区のひとつがこの方式を採用している。

**3 世田谷区が実施する総合評価方式の落札者決定基準概要**

対象工事	原則として予定価格が、2千5百万円以上の工事
評価の方法	【価格点】 + 【施工能力評価点】 + 【地域貢献評価点】 = 【評価値】 ※入札価格が予定価格の範囲内で、上記の【評価値】が最も高い者を落札者とする。
価格点の算出方法	$70 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ ※ 低入札価格調査制度を適用する。 ※ 失格基準価格の設定あり。
施工能力評価点の評価項目・配点	施工能力評価点の満点は19点とする。 (内訳) ①工事成績評価点・・・・・・・・・・13点満点 ②優良工事实績点・・・・・・・・・・2点満点 ③配置予定技術者の資格点・・・・2点満点 ④配置予定技術者の実績点・・・・2点満点
地域貢献評価点の評価項目・配点	地域貢献評価点の満点は6点とする。 ①災害時協力協定の締結・・・・・・・・・・2点 ②災害時協力協定に準ずる協定の締結・・・・2点 ③本店所在地・・・・・・・・・・2点

**(1) 施工能力評価点の算定方法**

**① 工事成績評価点・・・13点満点**

- ・ 発注工事所属年度及びその**前5年度内**に完了した世田谷区発注の工事で、原則として発注業種と同種工事を対象とする。
- ・ 案件公表日の前日までに評定された工事成績評定通知書のうち竣工日が直近のものから順に3件を対象として、工事成績評定通知書の総評定点の相加平均を算出する。
- ・ 対象となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、60点未満のものがある場合は当該総評定点を0点として算定する。また、最直近のものが60点未満である場合及び対象となる工事の実績が原則として**2件に満たない場合**は、その者の入札参加を認めない。

工事成績評価点の算定表

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上20点未満	0
20点以上30点未満	1
30点以上40点未満	2
40点以上50点未満	3
50点以上60点未満	4
60点以上62.5点未満	5
62.5点以上65点未満	6
65点以上67.5点未満	7
67.5点以上70点未満	8
70点以上72.5点未満	9
72.5点以上75点未満	10
75点以上77.5点未満	11
77.5点以上80点未満	12
80点以上100点以下	13

**【例】**  
直近3件の工事成績評定点

(63点+72点+73点) ÷ 3件  
= 69.333...点 (総評定点の平均)

総評定点の平均を左表に当てはめると工事成績評定点は8点となります。

**② 優良工事实績点・・・2点満点**

世田谷区から請け負った工事の中に、世田谷区が公表する「工事成績トップ10」に認定されたものがある場合に評価する。

※複数の工事が認定されていることによる点数の**追加加算は行わない**。

※発注工事の公表日の属する年度から**前5年度内**に認定された工事に限定する。

**③ 配置予定技術者の資格点・・・2点満点**

当該発注工事の建設業法上の業種に係る資格を評価する。

1級技術者	2点
2級技術者	1点

#### ④配置予定技術者の実績点・・・2点満点

CORINS の工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを「類似工事」とする。

	監理（主任）技術者として係わった場合	担当技術者として係わった場合
同種工事	2点	1点
類似工事	1点	0.5点

※配置予定技術者の実績点は、CORINS に登録されたデータから算定する。実績は、発注工事の公表日の属する年度及びその前5年度内に完了した工事に限定する。

#### （2）地域貢献評価点の算定方法

##### ①災害時協力協定の締結・・・・・・・・・・・・・2点

世田谷区と災害時協力協定を締結している団体、又はその構成員である場合に評価する。

##### ②災害時協力協定に準ずる協定の締結・・・・・・・・・・・・・2点

世田谷区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している団体、又はその構成員である場合に評価する。

##### ③本店所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2点

東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録されている本店所在地が世田谷区内の場合に評価する。

#### 4 これまでの改正経緯

平成26年5月～	本格実施
平成27年4月～	<b>改正その1</b> ① 上記3（1）①の工事成績評価点の対象範囲を <b>前3年度→前5年度 に拡大</b> 理由：発注案件数が少ない業種においては、3年間に2件以上受注できる事業者が絞られてしまい、競争性が確保できなくなる恐れがあるため ② 上記3（2）①災害時協力協定及び②準ずる協定の配点をそれぞれ1点から2点に増点 理由：地域に貢献している事業者を適切に評価するため
平成29年4月～	<b>改正その2</b> ① 上記3（1）②優良工事实績点を <b>新設（2点）</b> 理由：施工能力の高い事業者を適切に評価するため ② 上記3（2）③本店所在地を <b>新設（2点）</b> 理由：地域に貢献している事業者を適切に評価するため

## 5 シミュレーション

(1) 予定価格 5,000 万円 (税抜)

(2) 参加者の諸条件を次のように仮定

	施工能力評価点				地域貢献評価点			評価点の 順位
	工事成績 平均点	優良工事 実績点	技術者の資 格点	技術者の 実績点	災害時協 力協定	準ずる 協定	本店 所在地	
A 社	68点	有	1級技術者	同種/主任	有	有	区内	1位
配点	8点	2点	2点	2点	2点	2点	2点	20点
B 社	72点	有	1級技術者	同種/主任	無	無	区外	2位
配点	9点	2点	2点	2点	0点	0点	0点	15点
C 社	66点	有	2級技術者	同種/主任	無	無	区内	3位
配点	7点	2点	1点	2点	0点	0点	2点	14点

### 【シミュレーション結果】

	入札価格 (落札率)	価格点 (順位)	評価点 (順位)	合計	順位	
A 社	4900万 (99%)	1.4点 (3位)	20点 (1位)	21.4点	1位	落札
B 社	4500万 (90%)	6.3点 (1位)	15点 (2位)	21.3点	2位	
C 社	4600万 (92%)	4.2点 (2位)	14点 (3位)	18.2点	3位	











# 入札経過調書【電子入札】

世契設般第 2 3号

入札日時	令和元年 8月 1日	午前09時30分	開札番号	
件名	世田谷区立駒沢生活実習所改修機械設備工事			
履行場所	弦巻 2 - 1 - 5			
工事種別 及び概要	・ 空気調和設備改修工事 ・ 給排水衛生設備工事 ・ 給湯工事 ・ 撤去工事 ・ ガス設備工事			
契約日	令和元年 8月 6日	工(納)期	令和 2年 1月 7日	
契約金額	36,300,000 円		予定価格	41,372,100 円
落札者	商号又は名称 住所	大立工業株式会社 代表取締役 土橋 昇一 東京都 世田谷区 北沢四丁目 1 6 番 1 3号		

## 第 1 回

業 者 名	入札金額							価格点	施工能力評価点	評価値	決定
	億	千	百	千	円						
1 大立工業株式会社				33000	0000			8.58	15.00	23.58	落札
2 有限会社猿渡設備工業所				37000	0000			1.13	12.00	13.13	
3 有限会社第一総合サービス 世田 谷営業所				辞退				0.00	14.00	14.00	
4 福吉設備工業株式会社				36500	0000			2.06	13.00	15.06	





# 入札経過調書【電子入札】

世契設般第31号

入札日時	令和元年 9月30日      午前09時30分	開札番号	
件名	世田谷区立希望丘小学校増築他機械設備工事		
履行場所	船橋4 - 9 - 1		
工事種別及び概要	増築工事：建築面積743.89㎡、延べ面積1487.37㎡、S造2階建 改修工事：2階普通教室、給食室、理科準備室、家庭科準備室改修工事 外構工事：校庭散水設備		
契約日	令和元年10月 1日	工(納)期	令和 2年12月18日
契約金額	106,480,000 円	予定価格	109,945,000 円
落札者	商号又は名称 住所	温調技研株式会社 代表取締役 柴田 昇 東京都 世田谷区 北沢一丁目40番6号	

第 1 回

業者名	入札金額					価格点	施工能力評価点	評価値	決定
	億	千	百	千	円				
1 温調技研株式会社			9	6	8	2.20	16.00	18.20	落札
2 株式会社コート・ダジュール空調			9	9	2	0.52	13.00	13.52	
3 日立設備工業株式会社			9	9	5	0.31	16.00	16.31	











## 世田谷区施工能力審査型総合評価方式実施要綱

平成26年4月11日

26世経理第22号

## (目的)

第1条 この要綱は、区が発注する工事（以下「発注工事」という。）において、安定的な品質確保及び不良不適格な企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業等の受注機会の拡大を図るため、入札の際に工事価格、施工能力及び企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号）第2条第1号に規定する工事をいう。
- (2) 主管課長 世田谷区工事施行規程第4条第1項に規定する主管課長をいう。
- (3) 総評定点 世田谷区土木工事成績評定要綱（平成23年3月30日22世経理第881号）及び世田谷区建築・設備工事成績評定要綱（平成23年3月25日22世経理第835号）に基づく工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (4) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに掲げる者に該当するものをいう。
- (5) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する検定若しくは試験（当該検定若しくは試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに掲げる者に該当することとなるものをいう。）に合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状（当該免許若しくは免状を受けることによって直ちに同号ハに掲げる者に該当することとなるものをいう。）の交付を受けたものであって、一級技術者以外のものをいう。

## (施工能力審査型総合評価方式の実施)

第3条 施工能力審査型総合評価方式は、一般競争入札において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設共同企業体を参加させる一般競争入札においては、施工能力審査型総合評価方式は実施しない。

## (発注工事の選択)

第4条 施工能力審査型総合評価方式により落札者を決定する発注工事は、予定価格が25,000,000円以上のもののうちから契約担当者が主管課長と協議して選択するものとする。ただし、契約担当者が必要と認めるときは、予定価格が20,000,000円以上のもののうちから選択することができるものとする。

## (入札参加者)

第5条 施工能力審査型総合評価方式を実施する一般競争入札に参加させる者は、次に掲

げる者とする。

(1) 第8条第3項の規定による平均の算出の対象となる工事に係る直近の総評定点が60点以上である者

(2) 前号の工事を請け負った実績が2件以上ある者

2 入札の公告において前項第2号の実績を1件以上としたときは、同号中「2件以上」とあるのは「1件以上」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第6条 施工能力審査型総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、次条第1項の点数が最も高い者（以下この条において「最高点者」という。）を落札者と決定する。

2 前項の規定にかかわらず、入札をした者の入札価格によっては発注工事に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときは、当該入札をした者については、次条第1項の評価を行わないものとする。

3 最高点者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(評価の方法)

第7条 施工能力審査型総合評価方式においては、価格点、施工能力評価点及び地域貢献評価点を合計した点数により評価を行うものとする。

2 前項の価格点として付与する点数は、次の計算式により算出する。

$$70 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 第1項の施工能力評価点として付与する点数は、工事成績評価点、優良工事实績点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点を合計した点数とし、その点数配分は次表に定めるとおりとする。

工事成績評価点	優良工事实績点	配置予定技術者の資格点	配置予定技術者の実績点
13点	2点	2点	2点

4 第1項の地域貢献評価点として付与する点数は、次に掲げる点数の合計点とする。

(1) 入札をした者が、発注工事に係る入札を公告した日前において、区と災害時協力協定（危機管理室災害対策課が所管するものに限る。）を締結している場合（当該災害時協力協定を締結している者の構成員である場合を含む。）は2点とし、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合（当該災害時協力協定に準ずる協定を締結している者の構成員である場合を含む。）は2点とする。

(2) 発注工事に係る入札を公告した日において、入札をした者が区内に本店を有し、当該本店の所在地を本店所在地として東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格の登録を受けている場合は2点とする。

(工事成績評価点の算出方法)

第8条 前条第3項の工事成績評価点として付与する点数は、総評定点の平均に応じて、次の表に定める点数とする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上20点未満	0
20点以上30点未満	1

30点以上40点未満	2
40点以上50点未満	3
50点以上60点未満	4
60点以上62.5点未満	5
62.5点以上65点未満	6
65点以上67.5点未満	7
67.5点以上70点未満	8
70点以上72.5点未満	9
72.5点以上75点未満	10
75点以上77.5点未満	11
77.5点以上80点未満	12
80点以上100点以下	13

2 総評定点の平均は、発注工事に係る入札の公告をした日の属する年度及び当該年度前5箇年度において入札をした者が請け負った工事のうち、直近3件に係る総評定点の相加平均とする。この場合において、総評定点が60点に満たないときは、当該総評定点を0点とみなす。

3 前項の規定により算出する総評定点の平均は、発注工事と同種の工事に係る総評定点の平均とする。ただし、発注工事に係る入札の公告において発注工事と異種の工事を指定したときは、当該異種の工事を含めて総評定点の平均を算出するものとする。

(優良工事实績点の算出方法)

第8条の2 第7条第3項の優良工事实績点として付与する点数は、入札をした者が請け負った工事のうち、発注工事に係る入札の公告をした日の属する年度前5箇年度内に、毎年度区が公表する「工事成績トップ10」に認定されたものがある場合は、その認定された回数及び工事の数にかかわらず、2点とする。

(配置予定技術者の資格点の算出方法)

第9条 第7条第3項の配置予定技術者の資格点として付与する点数は、配置予定技術者が発注工事に相当する建設業法上の建設業の種類について一級技術者であるときは2点とし、二級技術者であるときは1点とする。

(配置予定技術者の実績点の算出方法)

第10条 第7条第3項の配置予定技術者の実績点として付与する点数は、次に定めるもののうち、最も高いものとする。

(1) 配置予定技術者が発注工事と同種の工事に主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下この項において同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下この項において同じ。）として関与した実績を有するとき 2点

(2) 配置予定技術者が発注工事と同種の工事に主任技術者及び監理技術者以外の技術者（以下この項において「その他の技術者」という。）として関与した実績を有するとき 1点

(3) 配置予定技術者が発注工事に類似する工事に主任技術者又は監理技術者として関与

した実績（発注工事に携わる主任技術者若しくは監理技術者又はその他の技術者の業務に有用であると認められるものに限る。）を有するとき 1点

(4) 配置予定技術者が発注工事に類似する工事にその他の技術者として関与した実績（発注工事に携わる主任技術者若しくは監理技術者又はその他の技術者の業務に有用であると認められるものに限る。）を有するとき 0.5点

2 前項第1号及び第2号の同種の工事とは、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報サービスシステムをいう。次項において同じ。）の工事区分において発注工事と同一の工種とされている工事であって、当該工事の成果物の高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事の成果物の高さ、長さ、面積等と同程度以上のものをいう。

3 第1項第3号及び第4号の類似する工事とは、コリンズの工事区分において発注工事と同一の工種とされている工事であって、当該工事の成果物の高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事の成果物の高さ、長さ、面積等と同程度に達しないものをいう。

4 第1項の規定による配置予定技術者の実績の判定は、同項第1号から第4号までの同種の工事及び類似する工事を発注工事に係る入札の公告をした日の属する年度及び当該年度前5箇年度内に完了したものに限定して、これを行うものとする。ただし、発注工事が、予定価格が25,000,000円未満の工事又は建築工事若しくは設備工事の改修工事であるときは、実績の判定を行わないものとする。

(公告する事項)

第11条 施工能力審査型総合評価方式を実施するときは、発注工事に係る入札の公告において次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施工能力審査型総合評価方式により落札者を決定する旨

(2) 施工能力審査型総合評価方式における評価の項目及び方法並びに落札者の決定方法

(3) 入札に参加しようとする者が提出すべき書類及びその提出方法

(4) 前号の書類を提出した後は当該書類に記載した内容及び配置予定技術者の変更を認めない旨

(5) 第5条第1項第2号の実績を1件以上とするときは、その旨

(6) 第8条第3項ただし書の規定による指定をするときは、当該指定に係る工事の種類（意見聴取）

第12条 区長は、施工能力審査型総合評価方式を実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 区長は、前項の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日26世経理839号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月21日29世経理49号）

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。